

乙訓消防組合
地球温暖化実行計画
(事務事業編)

令和5年7月
乙訓消防組合

目次

第1章	背景.....	1
第2章	基本的事項.....	2
(1)	目的.....	2
(2)	対象とする範囲.....	2
(3)	対象とする温室効果ガス.....	2
(4)	計画期間.....	2
(5)	計画の位置付け.....	2
第3章	温室効果ガスの排出状況.....	3
(1)	温室効果ガス総排出量.....	3
(2)	電気及びガスの使用に伴う温室効果ガス排出量.....	3
第4章	温室効果ガスの排出削減目標.....	4
(1)	目標設定の考え方.....	4
(2)	温室効果ガスの削減目標.....	4
(3)	温室効果ガスの排出削減に向けた課題.....	4
第5章	目標達成に向けた取組み.....	4
(1)	取組みの基本方針.....	4
(2)	具体的な取組内容.....	5
第6章	進捗管理体制と進捗状況の公表.....	6
(1)	推進体制.....	6
(2)	点検・評価・見直し体制.....	6
(3)	進捗状況の公表.....	6

第1章 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国際的な動きとしては、2015年12月に、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998年に地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「地球温暖化対策推進法」という。)が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。地球温暖化対策推進法により、すべての地方公共団体が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2021年には、地球温暖化対策計画(2021年10月22日閣議決定)(以下「地球温暖化対策計画」という。)が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で46.0%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施するよう求められています。

当消防組合においても、省エネルギー型設備の導入をはじめとした地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス削減のための取り組みを進めます。

第2章 基本的事項

(1) 目的

乙訓消防組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本実行計画」という。)は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当消防組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

本実行計画の対象範囲は、当消防組合が行う全ての事務・事業とします。

対象施設一覧

庁舎・施設名	住 所
乙訓消防組合消防本部・ 長岡京消防署東分署	京都府長岡京市神足芝本9番地
向日消防署	京都府向日市寺戸町中ノ段17番地の1
長岡京消防署	京都府長岡京市天神4丁目2番1号
大山崎町消防署	京都府乙訓郡大山崎町小字百々1番地

(3) 対象とする温室効果ガス

本実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素(CO₂)とします。

(4) 計画期間

本実行計画の期間は、令和6年度から令和15年度末までの10年間とします。
なお、本実行計画は、随時見直すこととします。

(5) 計画の位置付け

本実行計画は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

第3章 温室効果ガスの排出状況

(1) 温室効果ガス総排出量

当消防組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である令和4年度において、369.7t-CO₂となっています。

(2) 電気・ガス及び燃料の使用に伴う温室効果ガス排出量

当消防組合では、電気・ガス及び燃料の使用に伴う排出量を対象とします。当消防組合の電気・ガス及び燃料の使用に伴う排出量は、基準年度である令和4年度において、369.7t-CO₂となっています。

施設別では、消防本部・長岡京消防署東分署が全体の40.8%を占め、次いで、長岡京消防署が22.7%、向日消防署が23.2%、大山崎消防署が13.2% となっています。

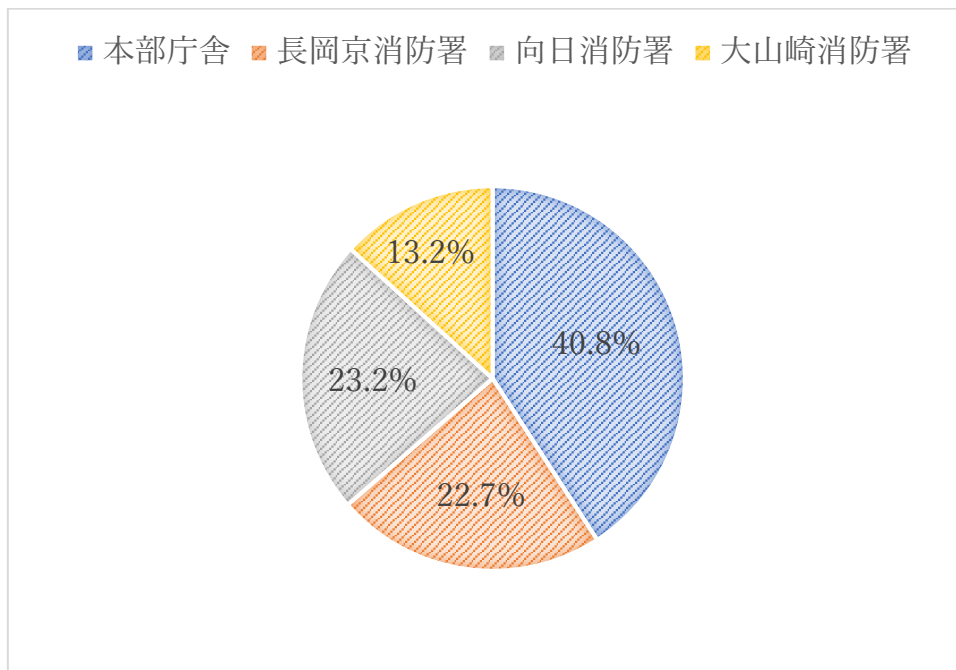


図1 施設別の電気・ガス及び燃料の使用に伴う「温室効果ガス排出量」の割合(令和4年度)

また、エネルギー種別では、電気が58.6%を占め、ガスが13.4%、燃料が28.0%となっています。

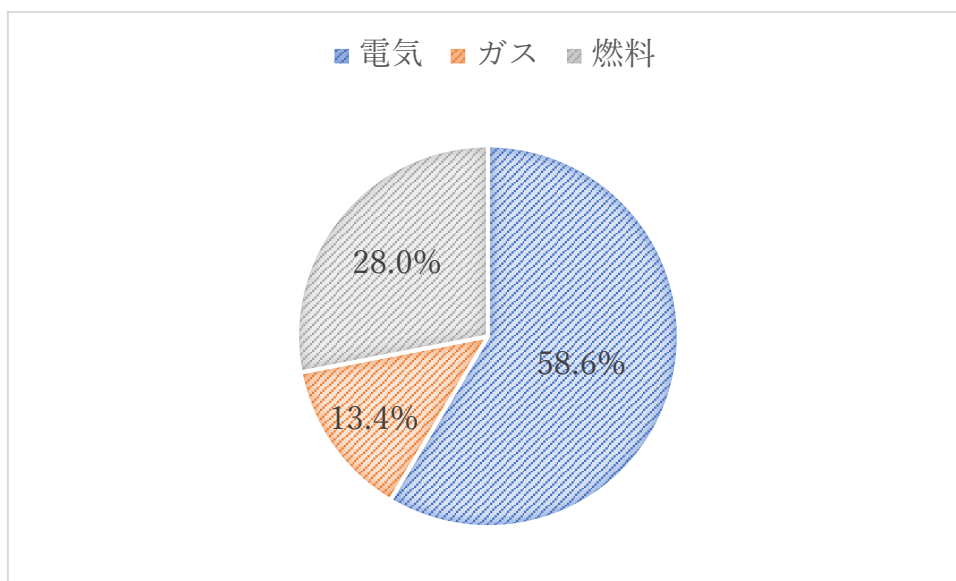


図2 対象とするエネルギー種別の「温室効果ガス排出量」の割合(令和4年度)

(3) 温室効果ガスの排出削減に向けた課題

一部の庁舎では空調設備及び照明設備等の使用期間が17年以上経過しています。長期の使用による経年劣化及び現行の製品に比べ省エネルギー性能も劣ることから効果的・計画的な設備の更新が必要です。

第4章 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画及び消防業務の特性等を踏まえて、当消防組合の事務・事業の実施に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

計画年度の最終年度である令和15年度の温室効果ガス総排出量を基準年度(令和4年度)比で5%以上削減することを目指します。

第5章 目標達成に向けた取組み

(1) 取組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である電気使用量・ガス使用量及び燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- ・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ・庁用器具等の更新時に省電力機材の導入を進めます。

③ 電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入

公用車(緊急車両を除く)を更新する際には、原則的に電動車(EV・FCV・PHEV・HV)を導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

なお、電動車とは、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV)のことです。

④ 職員の日常の取組み

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組みを定着させます。

- ・地球温暖化対策推進責任者による職員への啓発活動に取り組めます。
- ・不要な照明を消灯し、節電に努めます。
- ・空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- ・緊急車両以外の公用車を利用する際には、できる限り相乗りするとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。

⑤ 職員のワークライフバランスの確保

温室効果ガスの排出削減につながる効率的な勤務体制を構築します。

- ・計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
- ・事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

- ・Web会議システムの積極的な活用を進めます。

第6章 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本実行計画を推進するために、消防長が主宰する乙訓消防組合幹部会議(以下「幹部会議」という。)における「組織管理、人事管理等の管理機能を中心とした基本計画及び実施計画に関する事項」と位置づけ、また、各所属長を「地球温暖化対策推進責任者」とし、取組みを着実に推進します。

① 幹部会議における協議・決定

幹部会議において、各所属長からの推進状況の報告を受け、取組方針の指示を行います。また、本実行計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 乙訓消防組合地球温暖化対策事務局

総務課長を事務局長とし、総務課職員で構成します。事務局は各課及び各施設の実行状況を把握するとともに、幹部会議構成職員に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各所属長を責任者とします。各課及び各施設において取組みを推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

(2) 点検・評価・見直し体制

本実行計画は、Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。毎年の取組みに対するPDCAを繰り返すとともに、本実行計画の見直しに向けた PDCAを推進します。

① 毎年のPDCA

本実行計画の進捗状況は、推進責任者が事務局に対して定期的に報告を行います。事務局は、その結果を整理して幹部会議構成職員に報告します。幹部会議においては、毎年1回進捗状況の点検・評価を行い、次年度の取組方針を決定します。

② 見直し予定時期までの期間内におけるPDCA

幹部会議では毎年 1 回進捗状況を確認・評価し、必要がある場合には本実行計画の改定を行います。

(3) 進捗状況の公表

本実行計画の進捗状況は、当消防組合のホームページで公表します。